

ふじ社会保険労務士事務所事務所便り

特定社会保険労務士 木村藤子 〒569-0078 大阪府高槻市大手町 3-17-102
 電話:090-2102-3887 FAX:050-3164-7326 mail:info@fujisr.ne.jp

協会けんぽの社会保険料が 変更になります

令和7年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、**本年3月分(4月納付分)**からの適用となります。毎月の給与から控除している保険料が何月分かの確認が必要です。

雇用保険料率に変更になります。

令和7年度の雇用保険料率は、令和6年度から1,000分の1(0.1%)の引下げとなります。(給与から控除する労働者負担分は、1,000分の0.5(0.05%)の引下げです。)

新しい雇用保険料率で、計算するかどうかは、「**4月に支払義務の確定した賃金**」であれば、**新しい保険料率を適用**します。

具体的には、**4月1日以降に締日が到来する給与等から、新しい料率が適用**されます。

例1 給与締日:15日、支払日:同じ月の25日 →4月15日締日、4月25日支給日の給与から引き下げ

例2 給与締日:25日、支払日:翌月の10日 →4月25日締日、5月10日支給日の給与

から引き下げ(4月10日支給日の給与は旧料率で計算)

例3 給与締日:末日、支払日:翌月の15日 →3月30日締日、4月15日支給日の給与は旧料率で計算(4月30日締めの中から引き下げ)

マネジメントが要因の残業の 多さと偏り

働き方改革により、有給休暇取得率は着実に上がってきています。厚生労働省「就労条件総合調査」によると、2020年の56.3%から2024年には65.3%まで上昇し、政府目標の2028年・70%以上に向けて順調に推移しているようです。

一方で、残業時間は全体的には減少傾向にはありますが、過労死の件数も増え続けています。また、人材不足や欠員補充の遅れによる社員のストレス増加が懸念されています。この背景には、残業の多さとともに人による偏りがあるのではないのでしょうか。

◆マネジメント側の要因

残業の多さと偏りについて、マネジメント側の要因としては以下が考えられます。

・長時間労働を美德とする意識……こうした社風では、満

足な採用もできないでしょう。

- ・業務量と人員のミスマッチ……適切な業務配分や人員配置を行わないことが原因です。
- ・非効率なプロセス管理……仕事のプロセスや効率性を客観的に分析しているでしょうか？
- ・時間管理スキルの不足……個人のスキル不足だけではなく、マネジメントによる適切な指導や支援の欠如が原因の場合も…。
- ・業務の抱え込み……適切な業務配分を行わないマネジメントの問題でもあります。

この状況を改善するには、マネジメント側の意識改革と効率的な業務プロセスの構築が不可欠です。適切な業務の管理が行われないと、残業時間の増大や優秀な人材の流出につながります。

◆効率化とスキルアップによる生産性向上

わが国では、物価上昇に対して賃金上昇が十分とは言えない状況が続いています。そうした状況が長引くことで、残業代目当ての残業が増えるなどしては本末転倒です。会社が

残業代を払えたとしても、社会情勢に逆行する管理方法は従業員満足度の低下を招きかねません。

効率化、スキルアップによる改善こそ本道です。仕事のプロセスや効率性を客観的に分析し、改善につなげるアプローチについて一度検討してみてもいかがでしょうか。

4月から教育訓練を受けると基本手当の給付制限が解除されます

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期間満了後1~3か月間は基本手当を支給されません（「給付制限」といいます）。

令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた（受けている）場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

◆給付制限が解除され基本手当を受給できる方

次のいずれかの教育訓練等（令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限る）を離職日前1年以内に受けた方（途中退校は該当しません）または離職日以後に受けている方

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④ ①~③に準ずるものとして

職業安定局長が定める訓練

◆給付制限解除のイメージ

離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合は、待期間満了後から給付制限が解除されます。離職日以後に教育訓練を受ける場合は、受講開始日以降給付制限を受けないことになります。

◆教育訓練等を受けた（受けている）場合の申し出

受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日（初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日）までに申し出る必要があります。

給付制限期間が2か月以上で、初回認定日以降かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講を開始する場合には、申し出の期限に注意が必要です。

- ① 「初回認定日」以降かつ「認定日の相当日」前である場合は、受講開始日直後の「失業認定日に相当する日」までに申し出をする必要があります。
- ② 「認定日の相当日」以降かつ「給付制限期間満了後の失業認定日」前である場合は、「給付制限期間満了後の失業認定日」までに申し出をする必要があります。

【厚生労働省「令和7年4月以降に教育訓練等を受ける

場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます」]
<https://www.mhlw.go.jp/content/001428133.pdf>

4月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
〔公共職業安定所〕

30日

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月~3月分>〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕

~当事務所より一言~

風邪をひいてあたふたしているうちに桜を初め、春の花が咲き始めています。

4月、新年度を迎え、新入社員を迎えられる会社様も多くあります。

みなさんが、この会社で働いてよかったと感じ、親御さんや家族の皆さんがその新たな生活に安心と幸せがふれることを願っています。

色々な変更や準備が進むと、そろそろ労働保険の申告や社会保険の算定基礎届の準備も視野に入れる時期がきます。弊所も新規一転取り組んでまいります。